

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1047 号（諮問第 1710 号）

件名：要介護認定認定調査員テキストの開示決定に関する件

- 1 開示請求
平成 30 年 12 月 6 日
- 2 原処分
平成 31 年 1 月 17 日（開示決定）
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記 1 に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示した。
- 3 審査請求
平成 31 年 1 月 29 日
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問
令和 4 年 11 月 18 日
- 5 答申
令和 5 年 3 月 29 日
- 6 審査会の結論
知事が、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。
 - (2) 本件審査請求について
審査請求人は、審査請求書において、「開示請求に係る行政文書の全部が開示されていない」等と主張していることから、本件開示請求について実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを以下検討する。
 - (3) 本件行政文書の特定について
行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件開示請求は、健康福祉部高齢福祉課（当時）で管

理する文書のうち、各市町村が設置している介護認定審査会で使用している別記1記載の①から⑩までの内容に係る定義及び判定手続が記載されている文書を請求しているものと解される。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、別記1記載の①から⑩までの内容に係る定義及び判定手続が記載されており、また、審査請求人が審査請求書において主張する特記事項及び事例についても記載されていることから、本件行政文書は、請求内容に合致する文書であることが認められた。

また、他に特定すべき文書の存在をうかがわせるような特段の事情も認められない。

したがって、本件開示請求について本件行政文書を特定したことに誤りはな

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1

高齢福祉課に対する開示請求

介護認定審査会資料で使用している定義判定手続がわかる文書①歩行②立ち上がり③移動④排便⑤上衣の着脱⑥ズボン等の着脱⑦意思の伝達⑧毎日の日課を理解⑨外出して戻れない⑩話がまとまらない

別記2

要介護認定認定調査員テキスト 2009